

ジンメル論ノートⅢ.

横 倉 節 夫

Ⅲ. 支配と自由

1. 支配・従属関係と社会の形成

個人間の関係や集団・社会のあり方を考えるとき、支配と従属の問題を無視することはできない。この問題について、ジンメルは自己と他者との間で通常誰にとっても重要なことは何かという問いからはじめる。けれどもこの問いのなかで、ジンメルは「自己」も「他者」も具体的な存在者として登場させてはいない。だから、特に支配と従属の問題をさまざまな力関係やそれらを正当化・合理化する制度・規範を中心にして捉える考え方からすれば、まるで幽霊のような抽象的な存在者が登場する問いは、リアリティのない外的問いとなるだろう。いやそれよりも、こうした問いによって抑圧や強制の問題が被支配層の苦痛とともに抜け落ちてしまっ、結局「支配」の正当化を導く事になる、という意見も生じてくるだろう。

けれどもジンメルは、一見ナンセンスに見える問いのうちに、こうした考え方だけでは支配と従属の問題を十分に捉えることができないという異議申し立てを表していたのではないか。だから一度、個人間の力関係や現存する制度・規範をご破算にして、人間という質料・材料自身の内部から生じてくる支配・従属を明らかにする必要がある、と考えたのではないか。ジンメルは「社会」の成り立ちを考えるにあたって「人間質料の内部のいわば微視的・分子的な過程」⁽¹⁾からはじめたが、この問題についてもそこから出発する。そしてジンメルにとって、支配・従属の問題でのここからの出発は、あの『リヴァイアサン』の問題意識と方法を受け継ぐことを意味するだろう。

こうした意味を含む問いに対して、誰にとっても重要なことは自己の他者への行動・意思が単に他者のそれらに影響を与え規定することではなく、むしろそのように規定された他者の行動・意思が逆に規定するものとしての自己にどのような反作用として生じるかということである、とジンメルはいう。このことは他者の反作用が必ずしも自己の意思・規定通りになるとは限らないことを、当事者である自己が知っていることを前提としているだろう。つまり、自己と他者、規定するものと規定されるものとの間は一方通行ではなく、相互に作用しあう関係にあることをそれぞれが知っており、それぞれにとっては他者の反作用の内容こそが重要なのである。だからこそ、この他者の反作用を自己にとって喜ばしいものとするために、その他者の「内的な反抗」の打破を強く望むところに「支配欲」は成立する。支配欲にとって他者は価値ある存在なのであり、この点で他者を目的の単なる手段とみる「利己主義」とは決定的に異なる、とジンメルはいう。

「利己主義にとっては、たんに従属者の外的な反抗にたいする勝利のみが重要であるのがつねであるのにたいし、支配欲は彼の内的な反抗を打破することを強く望み、他者にたいしてなおつねにある種の関心をもち、他者は支配欲にとってはある価値だからである。利己主義はけっして支配欲でないばかり

か、さらに利己主義にとって他者は全くどうでもよく、彼を超越した目的のたんなる手段であるにすぎないが、実はこうしたところでは社会化的な相互性の最後の色合いも消え失せる。」⁽²⁾

こうした「支配欲」の捉え方からすれば、「従属」を単に支配する者からの一方的な「強制」とか、あるいは「選択の余地がない」「無条件的な必然」などと言って済ますわけにはいかないだろう。その表現から考えられる以上に、従属している者の反作用には「自発性 Spontaneität」と「協働性 Mitwirkung」が存在している、とジンメルはいう。支配欲は他者の「内的な反抗」の打破を望むけれども、その打破に直接の物的な暴力が行使される場合をのぞけば、従属者の自発性と協働性を完全に消滅させはしない。逆にいえば、直接的な暴力の行使はもはや支配・従属関係を成立させない、という意味になろう。支配そして従属を支配する者の側からの一方的な「強制」と捉える見方からすれば、驚くべき誤りと見えるかもしれないが。

「相互作用、言いかえればたんに人格の要点からのみ生じて相互に規定しあう行為は、上位と下位のばあいにも存在し、そしてそれゆえに、一方による強制が他方からいっさいの自発性と、それとともに相互作用の他の一面である固有の「作用」とのいっさいを奪いさると普通は理解されているばあいにも、その上位と下位の関係を、なおある社会的な形式とする。」⁽³⁾

このような従属者の自発性と協働性について、「権威 Autorität」と「威信 Prestige」を例に取り上げて、ジンメルはいう。「権威」とよばれているものは、たんに強制や服従強要に基づいているのではなくて、従属している者の自由を通常考えられているよりも高い程度において前提としている。「権威」はある個人のもつ力や価値と超個人的・客観的と思われる力や価値との一致によって成り立つけれども、この個人的な力や価値に超個人的な力や価値を付加し「権威」へと変化させるのは、「従属する要素の自発的な協働を必要とする社会学的な出来事」⁽⁴⁾なのであり、これなくしては「権威」は実際には成立しない。これに対して「威信」は、超個人的・客観的な力や価値との一致を欠いても成り立つ点で「権威」とは異なり、それだけに個人的な力に対する従属者の主観的評価が決定的な意味を持つ。このことは「威信」の優越性が「権威以上に個人と大衆の『感動』に、無制約的な服従にもつ」⁽⁵⁾ことを示している。こうして「権威」の成立には客観的な力や価値の承認を含むだけに、「威信」以上に従属者のより深い評価基準や選択の自由が存在しているのである。これに対して「威信」の場合、ある個人の力や価値についての従属者の感激や献身は、従属者の人格全体の根底から失われることのない自由をもって湧き出ている。だから信じる強さという点からいえば、そうした「感情」を源とする自発性と協働性の上に立つ「威信」は「権威」以上に強固で手ごわいものとなるのである。このことはまた、後継者を名乗る人間がまるで遺産相続でもするように「威信」の全部を受け継ぐことは出来ない相談だ、ということをも示しているのだろう。

こうした支配する者・指導者・優越する上位者と従属する者・指導されるもの・下位者との間の相互作用、言いかえれば「上位と下位の純粋な一方性をひとつの社会学的な形式に変化させる影響の交換」⁽⁶⁾は、いたるところで生じる、とジンメルはいう。聴衆と向かい合った演説家・政治家、クラスの生徒たちに面した教師、読者・視聴者とジャーナリストなどの間で、表面的には受動的な要素である下位者の側からの積極的・消極的な活動が上位者の活動に影響を与えているのである。これとは逆に、上位者と下位者との相互作用性が脱落する場合、そこには独特の無情さが生じる。たとえば、集団がその成員に対してまるで自己の手足のように自己に含まれているとみなしているところでは、この手足の処分は自己による決定となり、処分された手足に対しては無関心なのである。ここでは手足つまり成員は集団に対する対立者としても扱われていないし、対立という相互作用も存在しないことになるからである。対立というと互いの否定という面が強調されるけれども、対立には両要素の「自発性」が生じ、それと共に両者の制限も生まれる、とジンメルはいう。だからこうした相互作用が存在しないところでは、集団総体はその成員（手足）に対して無関心、無情となるのである。

そして、この支配する者と従属する者との間で生じる「影響の交換 Austausch der Einflüsse」が「社会」を形成する、とジンメルはいう。従属者・下位者はたんに支配の客体にしか過ぎないように見える場合でも、こうした「影響の交換」に基づく「支配・従属 Herrschaftsverhältnis」, 「上位・下位 Über- und Unterordnung」関係が「社会」を形成するのである。このような「支配」の捉え方が社会の分断と対立を覆い隠す役割を果たすのかどうかについての判断は、ここでは保留にしておこう。

「社会的な関係に代わってたんに機械的な関係があらわれるように思われるばあい、すなわち下位者の地位がいかなる自発性も入れない客体として、あるいは上位者のための手段としてあらわれるようにみえるばあい、そのようなばあいにとってさえ上位と下位は、社会を構成するという真に社会学的な性格をもつ。」⁽⁷⁾

もちろん、ジンメルのいうように、こうした支配する者と従属する者との間の「影響の交換」が「社会」を形成するといっても、その相互作用の性格の違いが「社会」の形成・あり方にどのような違いをもたらすのか、という問いが生じてくるだろう。ジンメルはこの問いを考えるにあたって、「支配を担うのが個人と多数者のいずれであるか、人格と客観的な構成体のばあいのいずれであるか」という規準に基づいて、「支配」を担う「上位」を類型化して、それらに特徴的な支配・従属関係を明らかにしたうえで、さらに類型ごとの違いを「支配の程度を、とくに自由とその条件とにたいする支配の相関関係」⁽⁸⁾において考えるという方法をとる。そこで、前者の問題から見ることにしよう。

2. 支配・従属関係の三類型と社会形成の特徴

(1) 「個人（ひとり）支配」と集団の統一化

歴史的に言えば、「上位」の類型のうちで一番古いのは「個人（ひとり）支配 Einherrschaft」であり、この類型における支配・従属関係の社会形成上の意義は「ひとりの人物のもとへの集団の従属は、なによりも集団の決定的な統一化をもたらす」⁽⁹⁾点にある、とジンメルはいう。この意義は個人支配者に対する集団成員の従属の二つの形式にあっても同じである。

そのうちの一つは、集団がその支配者と共に実際に内的な統一体を構成する場合である。「そこでは支配者が集団の力を自己の方向におしすすめ自己に集約するところから、上位がもともと意味するのは、集団の意志 Wille der Gruppe が統一的な表現あるいは身体 Körper を獲得したにすぎない。」⁽¹⁰⁾「個人支配」のこうした支配・従属関係の形式のもつ社会形成上の意義は、諸個人をたんなる集合状態からまるで一つの「意志」と「身体」を持った「集団」として作り上げ、その「力」を集約させる点にある、とジンメルはいう。そしてジンメルは、政治的統一体としての「国家」の基礎に「集団」「社会」としての統一化を見る。こうした見方では、『リヴァイアサン』と同じように、国家成立に関する神秘性や神聖性に入る余地はないだろう。

これに対するもう一つの形式は、従属者が支配者に反対し対抗するために党派を形成する場合である。より素早くより強く集団としての統一性を促進するという点では、この形式の方が最初の形式より勝っている、という。共通の敵一般が多く個人や集団を団結させる最も有力な手段であるとすれば、その共通の敵対者がまた共通の支配者である場合、集団の支配者・長に対抗する統一化はより速くすすむからである。こうした意味で統一化した集団はいわば「コンチクショウ集団」といえるが、その共通の敵が無くなると、たちまちバラバラになるのが常ではあるけれども。

この二つの形式による集団の統一化は、支配者に対する従属者の「態度 Verhalten」という点から見れば対照的である。けれども、こうした対照的な違いは従属の原理に対する内面的な二重性の表れなのだ、とジンメルはいう。つまり一方では人間は支配されることを欲するが、それはより高い権力が従属する者から自己責任を取り除き、その人間の外部に対しても、またその人間の内部に対しても一定の制限を加えて保護してくれること、を求めるからである。けれどもこれと同じように、より高い権力に対

する反抗をも感じ、また必要ともしている。こうした支配（者）に対する牽引と反発は、もともと人間のうちでは統一した態度の二つの方向への衝動の表れであり、人間はその双方を経験することを通じて「内的な生活体系」において従属・服従の「正しい場所」を獲得する。そして、従属者・服従者の「自発性」や「協働性」もこうした統一した態度の形成・獲得の上に発揮されることになるのである。

「首長はほとんどつねに、何らかの程度あるいは何らかの関係において敵対者である。人間は従属の原理にたいして内的な二重の関係をもつ。彼は実は一方では支配されることを欲し、多数の人間はたんに指導なくしては存在することができないだけでなく、またそのように感じていいる。彼らは、より高い権力が彼らから自己責任をとり除き、ある厳格さが彼らを制限し規制して、たんに外にたいしてのみでなく彼ら自身にたいしても彼らを保護してくれることを求める。しかし彼らは同じように、この指導的な権力にたいする反対をも必要とし、こうして彼らはいわば牽引と反発とによって、はじめて服従者という内的な生活体系における正しい場所を獲得する。」⁽¹¹⁾

ただしジンメルは、首長による集団の統一化とも、また首長に対する反対の党派形成（という統一化）とも異なった、いわば第三の状態にも注目する。もともと諸個人の間にあった敵対・嫌悪がある限度を超えると、首長・支配者からの共通する圧迫があった場合でも「コンチクショウ集団」となってそれに向うのではなく、かえって諸個人間の敵対関係を強めることがある点である。つまり、ある方向への怒りが強く力をふるう場合、これとは異なる他の源泉から流れでたそれぞれの怒りもすでに掘られた河床へと流れ込み、それを広めるからである。こうした状況では共通の圧迫・受難が諸個人を接近させるが、そうした接近の強制はそれまでどうにか生み出していた統一を存続させないで、かえって敵対関係を高めてしまうことがあるからである。「接近」は諸個人の内的な全距離と全非有和性をより強く現すことがあり、解体的な結果をもたらす場合があることも無視できない。だから、共通の受難から統一性がただちに生じると見ることは少々お目出たい見方であり、「正義」を声高に叫ぶだけでは縛れた敵対関係をほぐすことは困難だ、という事をジンメルは強調することになるのである。

ところで、諸個人が「個人支配」「個人的な権力」に共通して従属することでもたらされる集団の統一化は、個人支配者とその他の成員の間の権力をめぐる二つの関係形式によって現れることができる、とジンメルはいう。「平準化 *Nivellement*」と「等級化・階等化 *Abstufung*」である。ひとりの個人に多数の人間が一樣に従属する限り、これらの従属者たち同士の関係は平等である。この従属者たちの「平等化 *Egalisierung*」とひとりの個人による「専制主義 *Despotismus*」の相関関係はよく知られてきたけれども、この相関関係は専制者が従属者の間を「平準化」する場合だけでなく、逆に徹底的な平等化がたやすく専制的な形式となる場合も含む。この点から、ジンメルはルソーのいう「一般意志」の中にもこうした問題が潜まっていると見る。つまり、専制主義にとって好ましい平等化とは、ある集団・社会の性格や傾向が同質的であるか多様性に富んでいるかには関わりない。しばしば、異質性・多様性に富んだ集団・社会の方が同質性に富んだ社会よりも専制主義に抵抗すると言われているけれども、ジンメルはこの点よりも諸個人が「等級」として編成されているか否かの方が強い関わりをもつという。集団・社会が同質的であったとしてもさまざまな「階等」層に編成されて、独特の生活感情や利害をもつことで、専制主義に強い「抵抗」を示すが、逆に多様性・異質性に富んでいても、それらが「同等」に並んで互いに無関係に並存する場合、専制主義はほとんど「抵抗」を受けない。専制主義との関連からいえば、「平準化」は異質性・多様性かあるいは同質性かという点ではなく、「階等」に関わる点が問題となるのである。多様化さえ進めば万事がうまくいくわけではないのである。

「専制政治にもっとも好ましい平準化は、本質上の相違ではなくたんに階等の相違のみにかかわる。社会が性格と傾向よりみれば同質的ではあるが、さまざまな階等の層に編成されていれば、専制主義にたいしても強い抵抗を示す。しかし多様な本質的な性質が有機的に編成されることなく同等に相並んで存在するばあい、専制政治はほとんど抵抗さえ受けないであろう。」⁽¹²⁾

こうした「平準化（平等化）」の実現は、個人支配者と従属者との間に存在する中間権力の打破によって支配者の権力が卓絶化する場合や、下層がその上の権力と平等になろうとする意志を支配者が助けることで相対的な平準化をもたらす場合、さらにこれらとは正反対に見える個人・団体に支配者が与える「特権」と引き換えに無条件的な従属を受け入れる場合など、さまざまである。けれども、そこに共通して見られることは、そのいずれもが従属者の間にある「階等」を打破して平等化することで、個人支配者の権力を卓絶化する点なのである。

ところで、この個人支配者への権力の卓絶化・集中化という関係形式の下で、その支配は従属者の全人格あるいは人格そのものに及ぶことになるのか。つまり、従属者の「態度」はどのようなものになるのか。この点に関しては、支配者が「個人支配」においてはその全人格を投入するのに対して、それとは逆に従属者は支配に属するそれぞれの人格の一部、つまり一面的な関心や衝動を投入するにすぎない、という対照的な違いが見られる。だから従属者の人格そのものはこの支配に入り込む部分、つまり「大衆 Masse」の中には入り込まない、という社会学的な根本状況が現れる、とジンメルはいう。

「社会においてたんにひとりのみが支配して大衆が支配されるばあい、その社会の構造が規準的な意味をもつのは、支配者がその関係に彼の全人格を投入するのにたいして、大衆すなわち支配される要素は、それに属するそれぞれの人格のたんに一部のみを注入するという点においてである。支配者と個々の被支配者は、けっしてそれぞれの人格の同じ量によって関係に入るのではない。『大衆』が構成されるのは、多くの個人が彼らの人格の断片を、つまり一面的な衝動、関心、力を結合することによってである。——ところがそれぞれの人格そのものであるのは、この平準化の彼方にあり、もともとかのひとりによって支配されるもの、すなわち『大衆』のなかに入りこまない。」⁽¹³⁾

このように「個人（ひとり）」による多数者の支配は、従属者の「人格の解体・分割 *Zerlegung der Persönlichkeit*」を基礎にしているけれども、このこと自体は政治的な支配関係に限らず相互関係一般に見られる、とジンメルはいう。夫婦の関係でもたとえいかに大きな部分であろうとも人格の一部で結婚しているにすぎないし、同じように人は完全な経済人として、完全な教会員として他者と相互作用しているわけではない。こうした身もふたもない言い方は、「社会化」の前提の一つ、相互作用はそれに入りこまない「社会外的な存在」を保持することで成立すると同じ構図であり、支配・従属関係での人格の分解もその構図に従ったものなのである。

このことは、さまざまな集団の「統一化」のあり方と支配の程度を区別するのに、従属者の人格の要点から表すことを可能にするだろう。ジンメルはそれを「全体的人格」のうち「大衆」へと溶解する量の割合の相違によるという。「全体的人格」のうち「大衆」に投入する部分が少なれば少ないほど、集団は個人によって容易に徹底的に支配される、つまり「統一化」「集団化」の程度は上がることになるのである。

「集団化をたがいに特徴的に区別するのは、一方における全体的人格、他方におけるその人格のうちの『大衆』へと溶解する量、この双方の割合である。大衆を統治できる可能性の程度は、この量の相違に依存する。しかも個々の個人が全体的人格のうちから〈従属〉の客体である大衆に投入する部分が少なれば少ないほど、集団は個人によってますます容易に、さらにより徹底的に支配されることができる。」⁽¹⁴⁾

こうした「集団の統一化」のあり方と支配の程度を表すのに、従属者の全人格のうちのどのくらいの割合がそれに投入されているかを厳密に測定することはできないし、そもそも人格の分割などありえない、という意見もあるだろう。けれども、この「分割」を特定の衝動や関心・利害・力などと理解すれば、その実現のために他者との相互作用・集団に加わることは、何ら特別の事ではなく、多くの人が感じているように日常茶飯事のこととなるだろう。そしてジンメルは、この問題を従属者が属している集団・社会圏の大小とそこで的人格の「分化」の程度から考える。つまり、集団・社会圏が大きくなれば

なるほど、諸個人を互いに一致させて「大衆」を構成する関心・利害・感情・思考などの範囲は小さくなり、それだけ人格は多様に「分化」していることを示す。支配がこの「大衆」部分のうえで成立するとすれば、支配は圏の大きさに応じて従属者には耐えやすくなる、逆にいえば容易に支配されやすくなるだろう。けれども、特にごく小さな圏ではこれとは対照的に、緊密な結合・連帯によって人格の分化は抑えられているため、支配はたやすく圧政に変わる。ここでは全人格のうちから「大衆」つまり支配される部分を分離・分化させることが、支配者・従属者ともに困難だからである。もちろん、大きな圏においても「大衆」を構成する側面と個人の自由にゆだねられる側面とが一緒になって全人格をつくりあげているため、平準化され「大衆」を構成する側面を見つけ出し、それに備えることは政治的な術策の最高の課題となる、とジンメルはいう。「権威」や「威信」の意識的な醸成などがこれにあたるだろう。大きな圏においてこそそうした術策が効果を示して、圧政が従属者のうちから準備されることもあるだろう。だから時として、大きな圏ではあきれるばかりのわずかな優れた資質しか持たない人間が支配者になることも可能なのであるという。こうしたことも含めて、従属者の全人格のうちから「平準化」によって構成される「大衆」部分の分化がどれほど進んでいるかが、支配にたいする従属者の「自発性」と「協働性」の程度を規定することになるのである。

この「平準化」と並んで、「個人支配」が現れるいま一つの類型としてジンメルが挙げたのが、まえに専制主義との関連で取り上げた「階等性 Rangstufe」である。集団はこれによってピラミッド型の形式をとることになり、従属者は「権力 Macht」の等級化の中に位置づけられることで支配者と向き合うことになる。この形式は二つの様式において成立することができるという。

一つは、支配者がその独裁的な権力の内容・形式・名称を存続させながらも実質的に維持できなくなり、権力を下方へと滑り落とすことから始まる。この場合、権力は個人支配者にもっとも近くにいる階層により多く固着したままである。こうして権力が次第に下位に浸透することで上位と下位の連続性と同時に等級化が生じるが、東洋の国家でしばしば生じたピラミッド型の形式はこの様式なのである。

これに対して、もう一つのピラミッド型の形式は権力の拡大と固定化を図る支配者の「意図」から生じる、とジンメルはいう。この形式では、支配権力は下層により多く配分されるわけではないから、下層の保持する権力の総量は平準化の場合と変わらない。だから、この変わらない総量の限度内で、権力はそれぞれの階等に応じて不平等に配分されるにすぎない。そして、支配者への接近もこの階等の高さに従って許されることになる。けれどもこうした階等性によって、集団の全体構造を支える力も平準化されている場合よりもより確実に、しかもより多く集められて頂点へと流れ込み、強固となるのである。これによって、個人支配者の優越的な重要性和後光はその集団・圏をこえて広がり、高揚をみることになる。

「この形式は支配者の権力の弱化ではなく、その拡大と固定化とを意味する。それゆえここでは支配の権力の量は下層に配分されるのではなく、これらの下層は権力と地位の程度に応じて、たがいのあいだのみで組織されるにすぎない。そのさいいわば従属の量は平準化の形式においてと同じままであり、それに耐えねばならない個人のあいだで、たんに不平等な形式をとるにすぎない。そのさいもちろん現象のうえでは諸要素の支配者への接近は、彼らの総体的な階等の高さの程度に応じて生じる。そこから全体構造の大きな強固さも生じることができ、それを支える力も、頂点にたいして平準化されているばあいよりもより確実に、しかもより多く集められて頂点へと流れこむ。君主やそれぞれの圏において最高の地位にある人間の優越的な重要性は、彼自身をこえて彼方までも光を発し、他の人びとが彼の接近するに比例して彼らのうえにもそそぎかける。そしてこのことは彼の独自の重要性の減退ではなく高揚なのである。」⁽¹⁵⁾

権力のピラミッド型構造自体はこうした上方からと同時に、下方から上方へという方式によっても築かれる、とジンメルはいう。相対的に対等であった諸個人の中から有力な個人が分化して現われて、上

位あるいは頂点への進展がはじまる。この過程は経済と政治の領域でもっとも純粋に実現されるが、学校のクラスであれ、本来権力とは無関係と思われる美的あるいは知的な領域であれ、さらに軍事的な組織の原初的な形成においてであれ、実現される。

こうして上からと下からという二つの方式によって作られる権力の「等級化」によって、いずれの場合であれ集団の成員は同じ系列において自己よりも上位を占める者と下位を占める者との両方向から規定される社会的な生活形式と感情をもつことになるだろう。こうした状況にある中間層はより低い層を自己と対等化するという代償を払ってのみ、より高い層への上昇を達成することができるのに、むしろこの平等化を地位の低下として感じてこの平等化によってしか得られない上昇を放棄することがある、とジンメルはいう。重い指摘である。それはともかく、こうした生活形式と感情が団結の緊密さと強固さとして集団全体に反映されることになると、それだけ下位者それぞれの等級化に応じた独自性が大きな意味を持つことになるのである。たとえ「等級化」が実質的な権力の配分をともなわず、観念的な優勢をともなった名誉と社会的な優位から作られている場合でも。だからそれだけ、専制的あるいは反動的な志向は自己の支配を妨げるものとして、下位層において階等的に組織された団結を迫害することになるのである。特に上から意図的に階等化が進められて、それが権益化して逆に支配の貫徹の妨げとなるとき、その迫害は悲惨なものとなるのだが。

「それぞれの成員が、上位にあると同時にまた下位にも置かれ、それゆえ二つの方向から規定されるということによって、彼らはいわばより確実に彼らの社会的な生活感情を規定され、この生活感情の確実な規定性が、集団の団結の緊密さと強固さとして集団全体に反映するにちがいない。それゆえ専制的あるいは反動的な志向は、臣下のあいだのすべての団結をおそれ、ときには躍起になって階等的に組織された団結を迫害する。」⁽¹⁶⁾

この上からと下からの二つの方式が同時に生じた場合、最高と最低のあいだのそれぞれの階層は二重の位置を与えられるけれども、それは前に見た同じ系列の上と下とに挟まれた中間層の位置とは異なる、とジンメルはいう。この二つの方式が同時に生じた場合の二重の位置を、ジンメルは「社会学的な二義性」⁽¹⁷⁾と呼ぶ。それは、一方では独立性を強調することによって中間の権力を拡充し最高の支配権力の空洞化へと通じることができるし、他方では依存性を強調することであらゆるところに浸透する権力のための形式を提供することができる。だから、どのような社会層がこうした「社会学的な二義性」を自覚的に捉えて、ピラミッド型の権力構造の変化・変動と結びつけて行動したかという問題は、支配の歴史にとって主要なテーマの一つになる、と言えるだろう。

「平準化」と「階等化」という二つの方式をもつ「個人支配」は、歴史的にいえば一番古い支配の類型であり、「下位（従属）関係一般の原型」「第一次的な形式 *primare Form*」である、とジンメルはいう。とはいえ、寡頭制や共和制などの新しい秩序様式が最高の包括的なものになったときには、「個人支配」は相対的にかあるいは非正統的な仕方では、その場所を見出すことができない。

「注意しなければならないのは、個人支配が下位関係一般の原型であり、第一次的な形式であるということである。上位と下位という事実の内部におけるこの個人支配の基礎的な地位と関係することであるが、個人支配は寡頭制のおよび共和制—たんにこれらの概念の政治的な意味のみにかぎらず—といった他の秩序様式にたいして、その範囲内においては正統な場所をあたえ、さらに個人支配の支配領域はたしかにこの様式の第二次的な構造を包括することができるが、しかしこの第二次的な構造が最高の包括的なものになったばあい、個人支配そのものはごく相対的にかあるいは非正統的な仕方では、その場所を見いだすことができない。」⁽¹⁸⁾

ただ、非正統的な仕方であることと、それが無力であることは同じではない。時として、寡頭制や共和制の中でも「個人支配」はその「力」「機能」を発揮する、とジンメルはいう。たとえば、アメリカの大統領は一定の制限の下においてではあるが、革命によって国王から剝奪された国王の権力の相続

者にすぎない点や、フランス革命の民主制についてもひっくり返した王政と同じ性質をもつもの（議会での一人の人物への阿諛など）で装ったことなど。そして考え方の上でも、ルソーの「一般意志」はそれへの無抵抗な帰依を説くからには絶対的な個人支配者の本質、つまり専制主義をもつ、とジンメルはいう。これらの現象を単に歴史の進歩に逆行するものと一蹴することはたやすいだろう。けれどもジンメルは、「個人支配」のうちにある支配・従属関係の「原型」「第一次的な形式」のもつ独自の生命力を問題にし、その現実的な「力」を正確に評価することの必要性を強調するのである。小さな集団・社会圏だけでなく、さまざまな大きな集団・社会圏、さらに国家や国家間の関係においても。

「集団の諸要素のあいだの形式的な関係は、社会学的な傾向の全体が変化することによってその持続が不可能となるようにみえるばあいさえ、なお持続するものであり、このことは典型的な現象である。個人支配は、まさにその否定を意図した構成体にまでなおその色調をゆずりわたすことによって、いわば自己の死後にまで生きのびるという独特の力をもつ。——個人支配のこの独特の力は、社会学的な形式のこの独自の生命力のもっとも顕著なばあいのひとつであろう。この生命力によって個人支配は、たんにそれ自体のなかに実質的にはきわめてさまざまな内容を受け入れるのみではなく、さらにまた自らとは反対のものの精神さえも、変化した諸形式にそそぎ入れることができる。個人支配のこの形式的な意義はきわめて大きく、したがって人びとがその内容を否定し、しかもまさに個人支配を否定するがゆえにそうするばあいにも、人びとはそれをあからさまにさえ維持する。（中略）個人支配が実際には強化するのをさまたげるために個人支配を維持する。もともとは対立するこの二つのばあいは、この支配様式の形式的な力にとっての一樣な証拠である。」⁽¹⁹⁾

(2) 「多数支配」と多数決

支配・従属関係の第二の類型として、ジンメルは個人あるいは集団にたいする「上位」を多数（複数）の人びとの集合が担う支配のあり方を挙げ、それを「多数支配 *Mehrzahlherrschaft*」と名づける。この類型での支配の特徴は、従属者にとってその支配の結果が一樣ではない状態や方向性をもたらす点にある、という。「上位」を担う多数（複数）の人びとは、「個人支配」と違ってそれぞれの個人的な感情や信念などを排して、支配のための統一的で客観的な規準を作り上げる。けれども、不偏不党や合法性を内容とする「客観性」は、上位者と従属者の関係性の違いによって必ずしも一樣に機能するわけではない、という。

「多数支配は従属する者たちの上に、さまざまな結果をもたらすが、これらの根本的な理由は、まず第一には客観性という性格にあり、これは多数支配が一定の感情、信念、衝動を排除したばあいにおびる。これらの感情や衝動は、たんに主体の個人的な行為においてのみ活動的となるが、主体が集合的にふるまうやいなやそうでなくなる。ところで従属者の状態は所与の関係とその個々の内容との内部において、その関係の性格が客観性をおびるかそれとも主観性をおびるかによって、有利にも不利にも影響され、これにしたがって上述の相違も生じる。従属者が彼の境遇より上位の慈悲と恩恵を必要とするところでは、多数の客観的な支配にあっては従属者はうまくやれないであろう。そしてまさしくたんに合法性と不偏不党性と客観性のみが従属者の状況を有利に規定する状況にあっては、まさに支配が従属者にとってはより望ましいものであろう。」⁽²⁰⁾

「客観性」がこうした一樣ではない結果をもたらすのは、上位者と従属者との関係性の違いと同時に、「上位」を占める多数の人びとによる集合的な処理でおびる「客観性」自体に問題が潜んでいるからでもある、とジンメルはいう。ここでは、通常ならば単独の個人がしたがう一定の規範とそれに伴う責任と良心が排除されていて、この事実を隠蔽する役割をはたすのが「客観性」という「形式」なのだからである。決定に参加する個人は、この決定が集団全体の決議であることの背後にやすやすと身を引くことができるし、さらに彼の利益や残忍さに仮面をかぶせて彼が追求したのは全体の利益にすぎなか

った、と言いくるめることもできるのである。ジンメルは確かに「客観性」という言葉の欺瞞的な使用法を見抜いている。

けれども、この「客観性」はまた他方では、現実には支配が依拠する「規則 Regel」の基礎付けをどこに求めるかの違いを示している、とジンメルはいう。それを「上位」を構成する多数の人びとの集合のあり方の違いと関わらせていう。つまり、一方の極には規則・規範の抽象性を具体化する統一的な構成体（たとえば産業組合・国家・教会・その他の法人）としての活動性格があり、他方の極には群衆としての活動性格があり、「規則」の基礎の違いは「上位」を占める多数が統一的な構成体としての集合行動を示すか否かのちがいと関わっている、と。このちがいが「客観性」とはいっても、個人の性格や行動の上方に存在する合理性や知性・良心などの特徴か、それとも下方にある衝動などの非合理的なものの特徴を目立たせるのである。こうして、「多数支配」においては、「客観性」を基礎づける多数の人びとの集合のあり方の違いによって、その結果は一様ではないことになるのである。

「この客観性は現実においてはたんに規則のより深い基礎づけを示しているにすぎない。すなわち一方におけるいわば抽象を具体化する統一的な特別構成体——産業組合、国家、教会、現実にかあるいは比喩的に法人とよぶことのできるすべての結合——としての多数の活動性格、他方における現実に一緒に見いだされる群衆としての多数の活動性格、この双方のあいだには根本的な相違がある。そのいずれのばあいにも個人的・人格的な差異の解消が行なわれ、この解消はつまり第一のばあいには、いわば個人の性格の上方に存在する特徴を目立たせるが、しかし第二のばあいには、個人の性格の下方に安んじている特徴を目立たせる。」⁽²¹⁾

ところで、この「上位」にある多数者の集合状態のうち、多数者が統一体として行動・活動しなくなる、あるいは出来なくなる場合、つまり上位者たちが互いに対立する、あるいは上位者たちの間に新しい支配系列が作り出される場合、従属者にはどのような結果がもたらされるのか。上位者が互いに対立しあう場合、そこでの従属の結果は「二人の主人に仕える下僕」の典型状況がみられる、とジンメルはいう。従属者が上位者のそれぞれにまったく依存している場合、上位者たちの対立に大いに苦しむことになる。というのも、上位者のそれぞれが従属者の能力と奉仕との完全性を要求するとともに、他の上位者の強制によって従属者がしたりしなかったことについてさえ、あたかもそれが自発的であるかのように責任を取らされるからである。こうした状況は、葛藤状態にある両親のあいだにはさまたった子供から、二つの強力な隣国に同じように依存している小国家にいたるまで現れる、という。日常的にもよく目にする身につまされる状況の発生である。

もちろん、こうした結果は従属者にそくして生じるとはいえ、従属者そのものから生じるわけではない。けれども、この葛藤が従属者に内面化され、それぞれの上位者が道徳上の要求として提起するとすれば、それは「義務の葛藤」としてあらわれる、とジンメルはいう。「義務の葛藤」はそれが「義務」として承認されるためには、従属者の内面的な自由と自発性が不可欠であるため、この「葛藤」は「葛藤が純粋に外面的であるかぎり、それは人格がよわいばあいにもっともひどくなる。しかし葛藤が内面的となるばあい、それは人格が強いばあいにもっとも破壊的となる。」⁽²²⁾ こうした葛藤と人格との関係は文学などでもしばしば取り上げられているのだが。

けれども、このような葛藤の解決は社会学的形式からいって不可能だ、とジンメルはいう。上位者のそれぞれが同じ従属者にたいして完全な行為の履行を要求するかぎり、従属者はいくらその能力・力を分割してもそれぞれの要求を完全に満足させることは出来ないからである。かといって、分割による相対的な満足も不可能である。というのも、個々の行為が頑固な賛成か反対の前に立たされるからである。とくにそれが道徳的な要求であるならば、従属者の側でも全力で双方の要求を満足させることは出来ず、進退きわまるからである。

ただし、こうした状況に置かれている場合でも、従属者が何らかの自発性を持ち、自己の力をその状

況に挿入しなければならなくなるやいなや、従属者の位置は変化する。つまり上位者間の対立のなかで「漁夫の利」を得る可能性が生じてくる場合である。この状況は従属者の自由の増大を引き起こし、積極的に複数の上位者への従属を進めることで、逆にそれぞれの上位者からの従属をうすめたり、ときには解消させることもある。これに似た状況を宗教的に作り出すのが多神教である、とジンメルはいう。たとえ多数の神々の力によって支配されていると知っていても、少なくとも心理的には親しみ難い神や無力な神から、より僥倖を与えてくれる他の神へ転向することができるからである。一神教のキリスト教でも、それぞれの地域や集団ごとに異なる守護神がこうした役割を果たしている、という。そして、こうした一定の独立性の獲得は上位者の拡散が並存する場合ばかりでなく、継続する場合にも生じるのである。

こうした上位者間の中で新しい支配・上下関係がつくられる場合、従来からの従属者にはどのような結果がもたらされるのか。新しい上位者もまた下位者（従属者）と同じ最高の高位者に従属し、つまり同じ階続性（ヒエラルキー）の中に位置づけられ、しかも最高の層と最低の層の接触が保たれていれば、下位者は最高の高位者に保護を求めることができ、有利となりうるだろう。けれどもまた、階続性の中で中間に位置するといっても、従来の地位と比べて悪化する人びとも生まれる。その場合、最高の層と最低の層との接触が断ち切られていると、悪化を感じる人びとによる「抑圧の転嫁 *Abwälzung des Druckes*」と呼ばれる現象が生じやすくなる、とジンメルはいう。これは強力な者がその地位を利用して弱者を搾取することとは違って、強力な者がその地位の悪化を防ぐことができず、それを抵抗力のない者・下層に転嫁することで〈以前の状況〉を保存する現象なのである。こうした「地位の悪化を感じる人びと」や「抵抗力のない者」として、具体的にどのような人々が挙げられるのか、そしてこれらの人びとの間で「抑圧の転嫁」がどのようにして行われるのか。このことのうちに、時代と社会のあり方が陰鬱な姿で浮かび上がってくるだろう。

「それぞれの階続制において、新しい抑圧あるいは強制がもっとも抵抗の少ない路線にそって運動し、その路線はたとえ外觀やあるいは最初の段階を別としても、結局は下方へ進行するのがつねである。これはいっさいの社会的な秩序における最下層の悲劇である。彼らはたんに窮乏や労苦や冷遇—これらの総計がまさに彼らの地位を特徴づける—に耐えなければならないだけではない。さらに彼らの上位にある階層が、何らかの場所で新たな抑圧に出くわすと、これらの抑圧はすべて、ともかくも技術的に可能でありさえすれば次々と下方にゆずりわたされ、最下層のもとでようやく停止する。」⁽²³⁾

ところで、これまで見てきた「多数支配」の「特別な形式」が「多数決 *Überstimmung*」原理のなかにある、とジンメルはいう。この「多数決」が今日ではさまざまな意思決定のさいに正当な決定方法として広く採用されて自明視されているだけに、この方法を支えている原理が社会形成のうえでどのような意義を持つものなのかを考えることは、やはり必要なことであろう。

この意思決定に参加した人びとがそれぞれの意見や意思を表明するだけであるならば、それは個人としての意思決定の表明であるとしても、参加した人びと全体の統一的な意思決定とはいえないだろう。この全体の統一的な意思決定を示すものが「票決」であり、その結果には少数派も服従するという意味が含まれている。だから、この「票決」は社会の統一性と全体とを成員個人の独立性による分裂から救いだそうとする試みであり、「見かけはまったく単純であるにもかかわらず、諸個人の衝突を結局は統一的な結果に合流させる手段のうちの、もっとも独創的なもののひとつである」⁽²⁴⁾、とジンメルはいう。

この「多数決」という「票決」方式では多数派と少数派が生まれるが、多数派への少数派の従属は二つの動機から生じることがあり、その違いを区別することには大きな意義があるという。その一つは、「票決」が少数派と多数派の力関係の差の下では少数派が損失を被ることを象徴的に示すことで、少数派に実際の抵抗の無益さを知らしめる点にある。けれども、この場合の「多数決」は人びとの個人（主義）的な利益にもとづく力関係の反映にしかすぎないから、その従属も力による屈服・強制となる。そ

れだけでなく、こうした関係のもとで多数派が少数派と連合せざるを得ないとき、多数派が少数派の中でも過激な意見に引っ張られる事態がしばしば生じることになるのである。

これに対して、いま一つの動機は、多数派の意思が全体を代表する統一的な意思とされて、少なくとも理念的な統一と全体の名のもとに作用することになり、少数派もこの理念的な全体のうちに包括されると考えられる場合である。この場合、少数派はいまや多数派ではなく、理念的な全体にのみ従属することになるのである。

「このばあい少数派の従属は、まえのばあいとはまったく異なった意味をもつ。それというのも少数派は、原理的には外に排除されているのではなく内に包摂され、多数派はより強大な自己の勢力の名のもとに作用するのではなく、理念的な統一と総体との名のもとに作用し、そして少数派はもともと総体に属しているからには、多数派の口によって語るこの総体にのみ服従するからである。それぞれの代議士が利益代表やまた同様に地域代表とも反対に、自らを全国民の受任者と感じているかぎり、右のことは議会の票決の内的な原理でもある。なぜなら利益代表にとって内的原理は結局はつねに力の比較という個人主義的な原理から生じ、また地域代表は、地域利益の総体が総体利益に等しいという誤った観念にもとづいているからである。」⁽²⁵⁾

このように、超個人的な統一体が実際に存在するか、あるいは理念的であれ前提とされている場合にこそ「多数決」は意味をもつことから、ルソーが多数決にいかなる抑圧をも認めなかったのはこの前提による、とジンメルはいう。ルソーの言う「投票」は集団の共同意思形成への参加、つまり自己の個人意思を多数に対立させることによって共同意思の統一性を破壊することはできないことを示していて、社会的な統一への所属の宣言を意味しているのである。「多数決」は社会における分断や対立などではなく、たとえフィクションであれ社会的な統一を想定しなければ、たちまち単なる力関係の反映にすぎなくなる。こうした前提によって、「多数決」は多数による支配が社会全体の意思決定になるという「特別な形式」を持つことになるのである。

けれども、多数決のこうした基礎付けによって、多数派の抑圧的な権力行使という難点が取り除かれるわけではない、とジンメルはいう。というのも、多数派が少数派よりも超個人的な統一性を的確に捉えるという意見は確かな根拠があるわけでもなく、独断にすぎないからである。だから、こうした難点が「多数決」に代わる「満場一致」の方法を要求させたり、少数派の従属に疑問を生じさせたりするのである。かといって、「満場一致」という方法によってこうした難点が解決されるわけでもないだろう。そこでは少数派による多数派の抑圧が生じるし、超個人的な統一的な意思形成もまた困難となろう。このように、「多数決」には個人の固有の生命と社会的な全体の固有の生命との二元性が高められた形で存在していて、この二元性は実際生活上はともかく原理的には宥和されない、とジンメルはいう。だから、「多数決」による結論も絶対的なものではないのである。

「負けた者は集団統一体のなかに包括されるのであるから、彼は彼の意志と確信とに反して決議された行為にも積極的に参加しなければならず、そればかりではなくまた彼は、彼の異論の痕跡をなんらとどめない終局的な決定の統一性によって、その行為をともに担う者とみなされるのである。これによって多数決は、多数による単純な実際の抑圧をこえて、個人の固有生命と社会的な全体の固有生命とのあいだの二元性の極度に高められた表現となる。そしてこの二元性は経験においてはしばしば調和してはいるものの、しかし原理においては宥和されない悲劇的なものなのである。」⁽²⁶⁾

多数の人びとが「上位」を担う「多数支配」における支配・従属関係の特徴、つまり従属者にとってはその支配の結果は一様ではないという特徴は、「多数決」における多数派と少数派、個人と社会の二元性にも貫かれているのである。

(3)「客観的な原理」による支配

第三の「上位（支配）」の類型として、「非個人的な客観的な原理 *unpersönliche, objective Prinzip*」をジンメルは挙げる。この類型は、「個人支配」「多数支配」が上位を担うのが「人格」であるのに対して、「非人格的客観的な原理」である点に決定的な違いがある、という。この類型では、従属は「客観的な原理」に対して行われ、少なくとも直接的な人格間の相互作用は排除されているように見える。だから、この支配原理を社会学的に見ていく場合、二つの問いについて考えなくてはならない、という。一つは、この理念的な原理は実際の社会的勢力の心理的な凝縮として形成されていて、その背後には直接的な相互作用が存在しているのではないか、という問いである。いま一つは、この原理に支配者も従属者も共通に従属している場合、その人びとの間に特色ある結合をつくりあげるのではないか、という問いである。

「直接的な意味における社会学的な関心が客観的な原理のもとへの従属と結びつくのは、二つの本質的なあいである。その第一は、かの理念的な上位原理が現実的、社会的な勢力の心理的な凝縮として解釈されるべきであり、そして第二は、その原理が、それに共通して従属する者のあいだに、特色ある特別な結合をつくりあげるべきあいである。」⁽²⁷⁾

第一の場合に見られる性質の問題は、道徳的な命令のもつ「二重性格」によく表れている、とジンメルはいう。人が道徳的な命令に従っていると感じる場合、その命令が、一方ではどのような人間的・個人的な力にも支えられていない非個人的な指令として現れるが、その命令の内容は種族と集団が自己保存に必要なものに他ならない。けれども他方で、それを課すのは外的な力ではなく、人間のもっとも独自の内的な衝動つまり良心であり、道徳的な行為はこの良心にもとづく行為として成立する。このように、この「二重性格」は個々人の自我の内部では「社会」の必要と「個人」の良心とのしばしば対立を伴った二元性としてあらわれる。けれども、道徳のより高い段階においては、行為の動機となる道徳的な必然性（合法性）の「源流」は、この「二重性格」の彼岸にあり、どのような歴史的・社会的な源泉、あるいは超個人的な源泉であるにしても実在的・人間的な力にあるのではない、とジンメルはいう。道徳的な必然性は個人的な単独者の生活からとまったく同じように集団・社会からも発していないのであり、超個人的な価値・客観的な観念性に由来する。そして、その担い手・活動する場所を行為者の自由な良心、理性にもつにすぎない。もちろん、この必然性を満たす内容は多くは社会的な必要であるけれども、この社会的な必要は社会的な激情としてではなく「規範」となって作用し、我のためでもなければ汝のためでもなく、それ自体のために満たされるべきものとなるのである。

「（客観的な）合法性の意識においては、いかなる歴史的・社会的な源泉ももはやあらわれない。行為の動機は、道徳のより高い一定の段階においては、たとえ超個人的ではあるとしてももはや実在的・人間的な力にあるのではない。むしろ道徳的な必然性の源流は、ここでは個人と総体との対立の彼岸にながれる。それというのも道徳的な必然性は、個人的な生活の単独の現実からとまったく同じように、総体からも発してはいないからである。それらはたんにその担い手を、たんにその活動の場所を行為者の自由な良心に、個人の理性にもつにすぎない。それらの義務的な力は必然性そのもののなかに、それらの内奥の超個人的な価値に、客観的な観念性に由来し、われわれはこの観念性をちょうど真理と同じように、望むと否とにかかわらず承認しなければならない。この真理妥当性は、それが意識のなかで実現されるか否かにまったく依存しない。しかしこの形式をみたす内容は——かならずではないにしてもしばしば——社会的な必要であり、この必要は、いまはいわばもはや社会的な激情によって作用するのではなく、むしろ輪廻のように規範となって作用し、それは我のためでもなければ汝のためでもなく、それ自体のために満たされるべきなのである。」⁽²⁸⁾

けれども、こうした道徳意識のより高い段階における行為の動機が、「社会」と「個人」の二元性・対立を超えた「超個人的な価値」「客観的な観念性」に根差すとしても、そうした価値・客観性が展開

する人間の「心的な現実 *seelische Wirklichkeit*」自体は、「社会」「個人（の良心）」「客観性」のいずれをも否定せず、それぞれにもとづく動機のなかで運動していることも事実だ、とジンメルはいう。しかも、これらの「歴史的な生活を満す潜勢力」はこの順序にしたがって「規範」となって作用してもしるのである。そして、これらの「潜勢力」が「規範」としての力をもつのは、「そのそれぞれが社会的な内容、個人にたいする社会の上位量を自らに受け入れ、さらにそれぞれが社会の勢力と意志と必然性とを、特殊な仕方では形成し提起することによってである。」⁽²⁹⁾、という。

この社会的な内容を個人を超える「規範」にまで形成する「特殊なし方」を考えていくとき、「客観性」という言葉が「自然」と「社会」に対してでは異なる意味内容・観念を持つ点に、ジンメルは目を注ぐ。自然を対象にして設定される「一般性」は個々の個体の現にある「個性」ではなく、それらに共通するものを取り出して結合するような仕方では超個体的なものであり、同じように「自然の客観性」も主体としての人間からの関わり合いには無関係に存在し、その法則性も人間から独立して妥当する。「社会」の場合も、たしかに個人を超えてそれ独自の法則的な生命を生き、個人に対して歴史的で命令的な固定性をもって対立する。とはいえ、この対立が同時に個々人の主観・意識の中にも現実化・内在化しているように、個々人の主観性を抜きにして「社会」の「一般性」も「客観性」も成り立っているわけではない。このように、「社会」は一方における非個人的な一般性・客観性と他方における心的・具体的なものとしての個々人の主観とのあいだの中間的な構成体なのである。だから、この「中間的な構成体」としての「社会」の超個体的な「一般性」は、個々人の主観の中での現実化を通してという「特別なあり方」において成り立ち、この「特別な一般性」はまた社会がその成員に対してもつ「特別な客観性」と一致する、とジンメルはいう。

「個人は自然にたいするのと同じように社会に対立するのではない。自然の客観性が意味するのは、主体が自然にたいして精神的に関与するか否か、あるいは自然を正しく表象するか誤って表象するか、それともまったく表象しないかの問題にまったく無関心である。自然の存在は実在し、その法則は妥当する。そしてこのことは、この自然の存在と法則とが主体にもつ意義とは無関係である。しかし社会はたしかにまた個人をこえ、独自の法則的な生命を生き、歴史的で命令的な固定性をもって個人に対立する。とはいえこの対立は同時にまたその中であり、個人にたいする強固な無関心は、とりもおさず関心でもあり、社会的な客観性は、たとえこの一定の主観性を必要とはしないとしても、やはり個人的な主観性一般を必要とする。そのような規定によって社会は、一方におけるすべての絶対に非個人的な一般性と客観性と他方における主観とのあいだの中間的な構成体となる。」⁽³⁰⁾

こうした非個人的な一般性・客観性と個人的な主観との中間的な構成体という「特別なあり方」において成立する「社会的な客観性・一般性」は、さまざまな分野・領域において「客観的な原理」が成立する発展段階を準備し媒介する、とジンメルはいう。「多数支配」で見たように、その準備はこの類型で支配の規準とされる「客観性」の基礎づけにもあらわれている。「社会」は「個人」と「客観性」のあいだに橋を架けるからである。そうした例は支配の領域以外でも見られる。たとえば、等価交換を柱とする価値法則による経済が本格的に営まれる以前において、社会とその機関・法律が商行為に直接介入したのは、しばしば不当で妨害的であったとしてもそれが超個人的な力として作用して、価値と取引を安定させるためであったからである。こうしたことはまた、知的領域においても生じる。知ろうとする精神の拠りどころと規範が客体とその事実性に求められる以前には、それは社会や多数者あるいは彼らの代表の権威に求められた。けれどもこれを、単に権威主義やそれを受け入れる者の非自主性や内容の非事実性を隠蔽するものだけとだけ見ることは一面的にすぎる。そこには社会による個人と客観性とのあいだに橋をかける働きがあり、それを否定することは人間精神の歴史的発展の実相を見誤ることになるからである。もっとも、そこには自主性欠如の埋め合わせとして責任回避が許されるのだが、とジンメルはいう。

こうした各分野・領域での社会のもとへの従属から客観性のもとへの従属という発展は、すでにふれたジンメルは言葉・観念でいえば「理念への転換」、つまり人間の「生」の存続を目的にした認識や行動から、逆に「理念」による「生」の規制・形成への軸の回転を示す。この「理念への転換」が大きな力をもつのは、「理念」がいまや個人の「生」を超えた客観的な「生より以上のもの」を形成して、「生」に従わせるようになったからである。とくに支配・従属関係においては、支配する者がそれに従属を示すかどうかは、歴史的には現実的な個人的な力関係が「客観的な原理」に先行しているため、時代を画する指標となるからである。

「きわめて現実的な個人的な勢力関係から上位と下位が成立し、これをこえて上位の勢力が次第に精神化され、あるいは関係全体が拡大され非個人化されることによって、理念的、客観的な権力が成長し、そこで上位者は、この客観的権力のもっとも近い代表者として、たんに彼の権力を行使するにすぎない。」⁽³¹⁾

こうした例として、ジンメルはアーリア人における「家父長」の地位の変化をあげる。もともと家父長の権力は無制限で主観的なものであったため、家長の個人的な利益と好みですべての事を決定していた。けれどもその恣意的な権力は、家族集団の統一性がたとえば「家の霊」に具体化されて理念的な潜勢力となると、これにたいし家長は自己をたんなる執行者・服従者と感じるようになった。理念的潜勢力によって神聖化された慣習と習慣が家長に家族集団全体の利益のための財産管理者としての役割をおわせ、その地位は職務の性格を持つにいたる。このことは上位者と下位者の関係をまったく新しい基礎のうえに置くことを意味する、とジンメルはいう。つまり「家父長」制といっても、最初の段階では下位者は上位者のいわばたんなる個人的な権限を形成する要素にすぎなかったけれども、家族の客観的な理念が形成されることで、家父長も他の成員も同じようにこの理念に従属し、家父長はこの理念のもとに命令をしなければならなくなるからである。

ここにあげた例が歴史的な事実在即しているかどうかという点は今は保留するとして、ここに見られる従属の形式は命令者自身が自己の作った法規に従属するという類型の出現だ、とジンメルはいう。この類型では、命令者（家父長、首長）の意志は法規となった瞬間にその主観的・個人的な起源から解き放されて客観的な性格をもち、命令者自身が「観念的な必然性の機関 *Organ einer ideellen Notwendigkeit*」として現れる。この「観念的な必然性」は「理念」あるいは「客観的な原理」と言いかえられるが、命令者自身がその「原理」のなかに「機関」として位置づけられることになるのである。「このばあい彼は、かの超個人的な正当化をいわば先天的に自らのうちに担っている。それによって法規の内的な形式が必然的にともなうのは、立法者は法規をあたえることによって、自らも人格として他のすべての人格と同じようにその法規に従属するということである。」⁽³²⁾

そして、この類型に属する従属関係が資本家と労働者の関係にも同じように見られる、という。現代の生産様式は何よりも個人的な性格を色濃くもつ技能や知識を超えた客観的な技術・原理に基礎をおくことで、資本家と労働者をともにこうした共通の基盤のうえに立たせるからである。

「いまや労働者はもはや人格としてではなく、たんに客観的な経済的な処置の奉仕者としてしたがうのであり、この経済的な処置のなかでは、企業家あるいは管理者として彼の上位にある要素も、もはやまったく個人的な要素としてではなく、たんに客観的に必要な要素として作用するにすぎない。」⁽³³⁾

しかもこうした技術的な性格に限定される労働者の従属は、この従属が「人格」ではなく「労働（力）の売買」とみなす労働契約を結ぶことで、法的にも確定されることになる。そして、こうした従属の限定性が労働者の「自我感情」の増大をもたらすのである。労働者は生産過程の要因としてのみ管理者に協力しながら従属するが、「人格」としては従属関係から解放されるからである。

「技術的な事実性は、その象徴を契約関係の法的な事実性のなかにもつ。すなわち契約がひとたび締結されるや、それは双方の側の上に客観的な規範として立つ。（中略）契約形式は、その実質的な内容

がどうであろうとも、絶対的な従属のかわりに相対的な同位関係を相関にもつ。』⁽³⁴⁾

こうして上位者と下位者はともに「客観的な原理（規範）」に従うという限定の下で相対的にはあるが同位者の関係にあり、そしてその原理が及ぶ範囲の上位・下位の関係にあっても、その直接的な相互作用は「技術的な性格」に限定されることになる。そして、このことが特に下位者の従属を全人格的なものから限定された技術的なものへと変えることで、現代の人間に「個人的な自由」の確保と「自我感情」の増大をもたらすのである。これが、「この原理がそれに共通に従属する者たちの相互の関係にいかん作用するか」という第二の問いに対するジンメルを考えである。もちろん、こうした考えに対して、所有（権）にもとづく支配・従属を無視した随分楽天的で偽善的な見方だという意見も出てくるだろう。けれども限定的とはいえ、そうした関係がもたらされるからこそ、立法過程での骨抜きもまた必然的に生じるのだが。

それはともかく、これとは逆にともに従うべき「客観的な原理」が希薄あるいは喪失した状況においては、上位・下位関係は「絶対的な従属」をもたらすことになるのだろうか。軍隊における士官と一般兵士との関係を例にしたジンメルの考えを見てみよう。組織内の階級制に基づく従属関係と祖国防衛の理念のもとでの共通の奉仕によって生み出される対等関係との乖離あるいは緊張は、戦場における上意下達にもっとも顕著な形で現れるが、他方で戦場では「戦友関係」も促される。けれども、平和のばあい、軍隊は目的を達成しない手段といった状態にとどまることで、上位・下位関係が前面に立ち現れてくることになる、という。戦争状態になることで、士官と一般兵士との対等関係は意識化され経験されるという軍隊組織は、戦争を前提にしているだけに、始末に悪い組織ということになろうか。

「士官と一般兵士のあいだの関係が、この形式類型を例示することができる。このばあい集団有機体の内部での従属関係と、祖国防衛の理念のもとでの共通の奉仕によって生みだされる対等関係とのあいだの緊張は、考えられるかぎりではもっとも大きなものである。そしてこの緊張の大きさは、明らかに戦場においてもっとも顕著な姿であられる。そこにあっては一方では訓練はもっとも過酷をきわめるものであるが、しかし他方では士官と一般兵士とのあいだの戦友的な関係が、一部は個々の状況により、一部は全体の士気によって促進される。ところが平和なばあい、軍隊は目的を達成しない手段といった状況に拘束されたままであり、不可避免的にその技術的な構造が成長して心理的な究極目的となり、組織のこの技術の基礎となっている上位と下位が、意識の前景に立ちあらわれる。そして客観的な理念のもとへの共通の従属による対等関係とのかの独自の社会学的な交差は、状況が変化してこの理念が軍隊の独自の目的として意識によびさまされるばあい、はじめて経験されるのである。』⁽³⁵⁾

これまで一つの集団において上位者・下位者がともに同じ「客観的な原理」に従うか否かによって、その上下関係・従属関係がどのように変わるのかについて見てきたけれども、いま一つの問題が生じる、とジンメルはいう。「客観的な原理」に従う集団の成員は他の集団との関係で新しい位置を獲得することになるが、所属する集団の「内」と「外」という二重の役割がまじりあった生活感情を持つようになることで、その成員は他の集団に対してどのような態度や行動を示すかという問題が生じてくる。

「個人は、彼の特殊な生活内容の組織の内部において、上位の地位かもしくは下位の地位を占めるが、しかしこの組織が全体として支配的な理念のもとに置かれるや、この理念はあらゆる成員に、すべての部外者にたいする同じ位置か、あるいはほとんど同じ位置を得させる。——個人のこの二重の役割は純粹に形式的な社会学的状況を、奇妙に混ざりあった生活感情の担い手とする。』⁽³⁶⁾

もちろん、こうした生活感情は一律ではなく、成員がその集団においてどのような位置を占めているかによって異なったあり方を示す、という。たとえば、大きな企業で管理的な位置を占める者が企業の理念のもとに行動すると部外者に対しては敬虔的にふるまうようになる。けれども、周辺的な位置にある者がしばしば高慢的になるのは、その者が仲間全体とその理念の威厳を代表する位置を不十分にしか占めていないため、部外者に対する区別をこうした態度や行動で示すことによって、集団を代表する位

置を獲得しようとするからなのである。

こうした他の集団とその成員に対する「二重の役割が混じりあった」生活感情とその多様な表出の仕方についてのジンメルの見方は、ある集団の成員あるいはある国の国民の「生活感情」や行動様式を考えるうえで、十分考慮されなければならないだろう。しかも皮肉なことに、どのような「客観的な原理」であっても、集団や国家の全体がそれに従うことによってこうした事態が現れてくることに対して。ジンメルは「客観的な原理」に従えば支配・従属の問題はすべて解決されるなどとは考えてはいないのである。

3. 支配と自由

「上位」の三つの類型に特徴的な支配・従属関係のあり方やそれに基づく社会形成上の諸現象について見てきたが、支配・従属関係はいま一つの面、つまり「支配の程度を、とくに自由とその条件とにたいする支配の相関関係」から取り上げる必要がある、とジンメルはいう。その場合、取り上げるべき「自由」は支配・従属関係において多数を占める下位者の「自由」である。というのも、「量的に優越した側面、つまりは下位の側面が、形象の総体を色づける」⁽³⁷⁾からである。そうした点から、多数を占める下位者の「自由」のあり方が取り上げられてくることになるのである。

一般に支配と対立するのはすべての者の自由だと考えられているが、これまでの歴史が示すように、支配からの解放、つまり「自由」はほとんどつねに同時に何らかの「支配」の獲得であった、とジンメルはいう。上位・下位の構築の上に築かれた支配関係が強固である場合、下位者の解放が意味するのはそうした支配の根底からの変更を前提とする一般的な自由ではなく、支配者の階層へ下位者の上昇にすぎなかったからである。フランス革命の場合も、第三身分にとっての「自由」が経済的な力によってそれまでのより高い身分を自己に従属させた点にあることは確かである。けれども、それが第三身分の全体的な解放としての内容・結果をもたらしたのは、第四身分を搾取し、その上に上昇することが出来たからなのである。

「上位と下位の上に構築された総体関係がきわめて強固であるとき、下位者の解放がしばしば意味するのは、社会形式の根底からの変更を前提とする一般的な自由ではけっしてなく、支配者の階層へ下位者の上昇にすぎない。(中略)フランス革命の第三身分にとっての結果——表面的には特権者の特権からの第三身分のたんなる解放——は、右にふれた二つの意味における上位の獲得を意味した。彼らは一方では彼らの経済的な力によって、それまでのより高い身分を自らに従属させたが、しかし他方このことと彼らの全体的な解放とが豊富な内容と結果をもたらすことができたのは、たんに次のことによってであった。すなわち第四身分がそこに存在し、あるいは彼らが第三身分と同じ過程で形成され、第三身分が彼らを搾取し、その上に上昇することができたからである。しかしだからといって、かつて第三身分がしたことを、第四身分が今日しようとするであろうとは、けっして単純には類推できない。」⁽³⁸⁾

フランス革命に見られるように、「自由」が「支配」への置き換えを意味するところでは、「平等」はたんなる最初の通過点に過ぎなくなる、とジンメルはいう。そして、こうした意味での「自由」は、一方では「自由」を獲得した者の尊敬と権利と権力を示すとともに、他方では獲得した「自由」より高い権力が存在する場合、そのより高い権力の側からは成り上がり者への排除と軽蔑の無関心が示される、という二つの側面を持つことになるのである。このこと自体はよく見られる現象であろう。

第三身分と第四身分との対立が激しくなるにつれて、このような「自由」への努力と獲得が「支配」の獲得に結び付くことに対して、社会主義・無政府主義思想はその必然性を否定し、社会組織が上位・下位関係としてではなくそのすべての成員の対等関係として形成されれば、成員間の「自由」の獲得均衡は可能だ、と説く。もちろん、こうした説に対して常に強力な反論がなされてきた、とジンメルはいう。つまり、人間の能力の違いは自然的なものであり、どのような処置によっても取り除くことは出来

ない。だから、この違いの上方と下方への、命令する者と服従する者への階等化による分化としての表現はなくなりはない、と。そして、今や進んだ生産技術は、その完全性実現のために集団・社会の階等化された構造として「千本の手のための一つの頭脳」を要求する。こうした主体（人間）の側の能力の相違と仕事の客観的・技術的な要求、労働の担い手と労働の効率的な目的の達成とは、支配と服従の必然性という点で一致し、生産組織に階等化された様式を促す、と。

ジンメルはこうした説を一概に否定しない。けれどもまた、無政府主義や社会主義のいう集団・社会の成員間の「対等関係」を目指す理由やその成立の可能性も否定しない。無政府主義や社会主義が上位と下位の廃止を目指すのは、人間（労働者）が労働をはじめさまざまな生活場面で人間・個人としての尊厳と自己自身に従う価値とが剝奪され抑圧されているという感情と上位・下位関係とが関連させられているからであるとして、ジンメルはこれらの思想と問題を共有する。けれども同時に、ジンメルは「ある社会形式の原理的な完成は、上位と下位の存続を自由の価値と一致させることができるかもしれない」⁽³⁹⁾として、無政府主義や社会主義とは異なる解消のあり方を求める。つまり、「自由」が新しい「支配」の獲得ではなく成員間の「対等関係」として存在し、それが上位・下位関係の存続と対立しないという社会のあり方である。第四身分の求める「自由」が第三身分の実現した「自由」とおなじものとなるのかどうかについてジンメルが判断を保留したのは、こうした「社会形式」を第四身分が現実化するかどうかを見極めたかったからであろう。

この「社会形式」の原理として、ジンメルは上位・下位関係の「技術的な性格」を挙げているが、このことは前に見たように、生産組織内部では上位者である企業家・管理者と下位者である労働者とが技術的・法的に限定された支配・従属関係に立つ点に現れている、という。また貨幣経済と社会的分業によって、消費者は特定の生産者に依存しないで商品を選択可能となり、生産者は生産者でまったく面識のない消費者のための、いいかえれば「市場むけ」の生産を行うことで、それぞれの「人格」は生産・消費の人格的依存関係から「分離」されることになる。このことは、求められる従属・服従は生活感情と人格価値にとって決定的な層へと踏み込まず、非人格的な外面性という領域内に限界づけられた支配・従属関係にとどまることを意味するのである。

「服従は、もはや生活感情と人格価値にとって決定的な層へは踏み込まない。なぜなら服従はたんなる技術的な必要性にすぎず、手の労働そのものとまったく同じように、外面性の限界づけられた領域にとどまる組織形式にすぎないからである。」⁽⁴⁰⁾

この技術的・組織的な要素としての従属と個人の人格的要素との「分化」は、現実完全に分化し、支配と従属がもたらすすべての困難と苦悩を解消するのか。ジンメル自身は、この「分化」は人間が階級を押し下げられて個人的にも内面的にも意気消沈させられることに対しては効果がある、という。そして、この「分化」に基づく「対等関係 Koordination」と「上位・下位の存続」に役立つ様式（類型）が存在する、という。つまり、「対等関係は、おそらくは上位と下位がさらに存続するばあいさえ、上位と下位が相互的なものであれば達成できる。」⁽⁴¹⁾

この上位と下位の「相互性 Wechselseitigkeit」は、ごく一般的に表現すれば、Aという人間がある関係あるいはある期間はBという人間の上位にあるが、けれどもある関係あるいはある期間はBがAの上位にある状態を指す、とジンメルはいう。その状態が選挙によるか順番によるか、また他の方法によって生じるかはともかく、これによって上位・下位関係のもつ圧迫と一方性と不公正が取り除かれながら、その組織的な価値は維持されることになる。こうした「相互性」は夫婦の関係のあり方や社交団体の運営から立憲主義、議会主義の本質まで認められる、という。とくに公的な領域における市民間の平等・対等はそのいずれもが他に対してどのような特権も持たないことで成立する。もちろん、代表を選出し、この代表が他者にも妥当する法規の決定に加わることによって、市民の間にも上位・下位関係が成立する。けれども、この上位・下位関係は双方ともに同じ法規、つまり同じ「客観的な原理」に従属

することで生まれる対等な関係の上に成り立っているのである。人びとは他のすべての者と対等な成員としての個人という点では権利の主体であり、法の対象という点では義務の客体となる。そして、上位と下位の「相互性」は対等関係を強めることで、民主制の強さとして強調されてもいるのである、と。

これとは逆に、「相互性」が成立しないことで圧政や独裁にいたる場合についても、ジンメルはいう。市民の多くはそれぞれが従事している職業上の事柄について「専門知識」をもっているとしても、市民や国家全体にかかわる問題や関心事について専門家であるわけではない。こうした状態においては、支配・上位にある者が専門家である場合、下位とくに底辺にある者に対する絶対的な抑圧は避けることができない。だから民主制においても、その時々多数派や上位層（エリート層）が知識と権力を集中的に所有すれば、独裁に劣らぬ圧政が生じることになるのである。このことは「専門知識」に関しては従属している者たちに最高の権力つまり決定をゆだねる制度的・実質的な工夫の必要性を示している、という。

「各人は正確な専門知識をもつ事柄、すなわち職業上の事柄においては下僕であり、そこでは彼は消費者の希望や、企業家またはそれ以外の委託者の指示に服従しなければならない。——ところが彼は、総体の一般的あるいは政治的な関心事においては主人であり、その関心事にかんして彼は何らの専門的な理解ももたず、他のすべての者にも共通の理解をもつにすぎない。究極において支配する者が同時に専門家であるばあい、底辺にある者にたいする絶対的な抑圧はまったく避けることができない。そして民主制においても、そのときどきの数的多数派が、このような知識と権力を集中して所有したばあい、それは独裁におとらない有害な圧政を行うであろう。上層と下層とのあいだにこの分裂を生じさせず、むしろ全体の統一を維持するためには、独特の組合せによって、専門知識に関しては従属している者たちに最高の権力をゆだねることが必要とされよう。」⁽⁴²⁾

もちろん、ジンメルのこうした考えに対して、国民・国家の全体にかかわる一般的あるいは政治的関心事についての「専門知識」を国民が理解し判断することができるのかという疑問や意見もあるだろう。けれども、そのことを否定すれば民主制や選挙などはおよそ成り立たないから、問題とすべき事は、国民が理解・判断し決定を下すために必要な「専門知識」をだれがどのような形・内容で提供するのか、そしてその判断規準をどのように設定するのか、という事であろう。この点で、ジンメルは政府や多数派などすでに上位にある者の独占を戒める。もっとも同時にジンメルは、ある分野・事象の専門家が他の分野・事象についても権威者然として発言している、あるいは発言させられている現象を皮肉っているのだが。それはともかく、このように知識・情報の所有と決定（権）力のあり方が上位・下位関係に「相互性」を保証するように働くのか否か、そこに上位・下位関係の存続と「自由」の価値との一致もかかっている、とジンメルは見たのである。

こうした上位・下位関係の「相互性」が成り立つ基礎的な条件として、ジンメルは、「客観的な原理」による支配と支配における分業を挙げる。この条件によって、支配・従属関係は客観的な形式に移しかえられて、上位にあるものはこの客観的な形式としての「地位」であり、あとになって諸個人がこれを埋めることになる。だから、同じ「社会化の形式」といっても、「支配」を担うのが「人格」か「客観的な地位」かによって、支配・従属関係の「相互性」もまた規定されることになるからである。

「その形式においては、上位にあるものはいわば人間ではなく地位である。関係の〈先天的なもの〉はいまやもはや、社会的な関係を生じさせる固有の性格をもった人間ではなく、客観的な形式としてのこの関係、つまりは「地位」であり、諸個人によってはじめて「満たされる」べきいわば空虚な空間と輪郭とである。集団の組織がより強固に、かつ技術的により完成されていればいるほど、上位と下位の図式はより客観的により形式的にあらわれ、ようやくあとになってこの図式にふさわしい人物が求められ、あるいは出生と他のチャンスといったまったくの偶然によってそれが満たされる。」⁽⁴³⁾

こうした支配関係の領域と類似した社会形成のあり方はまた、貨幣経済に支配された領域にも見られ

る、とジンメルはいう。前に見たように、貨幣の所有あるいは欠乏は社会的地位を意味しており、その地位を満たす者の個人的な性質から独立している。だから人間は一定の貨幣所有に対応する位置を遍歴するにすぎないことになる。このことを人間——そして国家——はいやというほど経験させられているのだが、同時にこのことは、この「地位」が求める客観的な内容の「人格」そのものからの分離・解放が、かえって特別な才能をもつ者に衆に抜きこんで高い「地位」につかせる機会・チャンスを作り出す柔軟性をもたらす、とジンメルはいう。この現代に固有のチャンスの創出は地位の客観化、つまり「地位」の「人格」からの分離にもとづくのである、と。

ところで、この上位・下位関係を客観的に示す等級順序（階統制 *Hierarchie*）とそれを満たす人間の資質との関係については従来から二つの考え方があり、とジンメルはいう。一つは、「最良の支配者」に表れているように、個人的な優越性を外的な関係つまり地位上の優越関係として表現する制度をつくる、という考え方である。けれども、これまで「最良者」を確実に認識し、彼をその地位に据えこんでどのような方法も発見されてはいない。指揮される者が指揮する者を選出する民主主義も、それを保証するものではない。だから個人的な優越を排除して、あたかも個人間の差異が存在しないかのような制度、つまりよりわずかな害悪しか示さないという消極的な理由（いわゆる欠格条項）で「平等」を前提とした制度に落ち着かざるを得ないことになろう。

もう一つの考え方は、実害の大小という点では上記の考え方と同じではあるけれども、どうしても統治されなければならないとしたら、まったく統治されないよりは、ふさわしくない人物によってでも統治される方がましだという考え方である。こうした考えは独裁を認めるというより、支配の形式は結合を意味するか、あるいはそれを作り出すという経験と必要性から生まれたもので、「強制」の必然性という確信と同じように機能する、という。行為が完全な無目的と無形式に陥らないためには、人間の本性には何らかの「強制」を加えることが必要なのである。「強制」という言葉が不適切ならば、「被拘束性」と言いかえてもいいだろう。このことは、「強制」（「被拘束性」）がその内容はともかくとして、精神的・社会的な生活のかけがえのない基礎と統合をもたらすことを意味する。だから、「自由」がこの「被拘束性」が全くない状態だとすれば、それは無秩序をもたらすだけとなろう。そして、このことが「権威」を求める深い理由となっているのである、とジンメルはいう。

こうした二つの考え方は、個人的な資質と社会的な地位とがあますところなく一致することは原理的に不可能であることを示しているだろう。けれどもだからと言って、その裂け目を過大に評価すべきではない、という。というのも、個人が一定の地位に就いたとき、その地位が要求する能力を発達させるからである。個人は集団が要求する以上の能力をもっているのである。

「より高い地位を満たすに必要とされる『分別』は、まさしく多くの人間にそなわっているが、しかしそれは、彼らが地位についたときに発達し、はじめて明らかとなる。上位への能力の量とこの能力の可能な活動とのあいだのこの非通約性は、おそらくは集団的存在としての人間の性格と個人としてのそのあいだのある相違から明らかになる。集団そのものは低級であり指導を必要とする。集団がますます共通のものとして発達させた性質は、たしかに遺伝されたものにすぎず、それゆえより原始的で未分化なものであるか、あるいは容易に暗示されるものであり、それゆえまた『下位にある』ものである。それゆえ一般により大きな規模の集団形成が行われるやいなや、全大衆が少数のものへの従属という形式において組織されるということが合目的である。しかしこのことは明らかに、この大衆のなかの各個人がより高くより洗練された性質をもつということを妨げはしない。たんにこれらの性質は個人的であり、さまざまな側面に向かって共有財産をこえて進行し、そのためすべての人びとが確実にそこで出会う低級な性質を助けあげはしない。この関係より生じるのは、一方では集団は全体として指導者を必要とし、それゆえ多数の下位者とたんに少数の上位者のみが存在することができるとは、しかし他方では集団のなかのそれぞれの個人は集団要素としてよりも、それゆえ下位者としてよりも、より高い能力を

あたえられているということである。』⁽⁴⁴⁾

上位・下位関係の客観的・具体的な現れである「地位」とそれを満たす諸個人の能力とのあいだで大きな齟齬が生じないのは、「地位」が要求する集団的存在（要素）としての人間の性質や能力が個人としてのそれらよりも低級なものだからである、とジンメルはいう。というのも、集団自体が「大衆」という「各メンバーのうち、他の人々と一致する部分、つまり、有機的進化において最低の、最も原始的な部分から生まれた」⁽⁴⁵⁾ものだからである。このことは集団全体には「指導」が必要であることを意味する。だから、より大きな規模の集団が形成されると、集団を統一するためには全「大衆」の少数のもとへの「従属」という形式で組織することが目的にかなうことになるのである。けれども同時に、前に見たように、大きな規模の集団においては個人は多様な特殊性を帯びた存在としても形成されるため、個人としての能力は「大衆」を形成する集団要素・下位者としての能力を上回るより高い水準を身につける。このことが、下位者がより上位の「地位」に就いたときに、その「地位」が求める能力を発達させて、「地位」とそれを満たす諸個人の能力との大きな齟齬を生み出さない理由なのである。その意味で、多様な特殊性を身につけた諸個人の存在を許容し育成する集団・社会は、同時に客観的な地位を埋める人間（人物）を持続的に補充することができるのである。そのためには、何よりも自由時間の増大と多様な活動が必要ではあるが。もちろん、この能力の発達が現実のものとなるには上位に就いた者の努力が必要ではあるけれども、その発達の可能性と現実化が上位と下位の「相互性」を支え、対等関係も実現させるのである。

けれども、このことは上位と下位それぞれの地位に求められる役割・内容の違い自体を否定するものではない、とジンメルはいう。むしろ、「相互性」という形式が好ましい結果をもたらすのは、それらの違い・限界を明確にしているからなのである。だからそうでない場合には、かえってたえず権限争いが生じて組織の結合は弱まる。

「問題とされている社会化形式のこの好ましい結果は、ある社会要素が上位にある領域と他の要素が上位にある領域とが、くっきりと明確に限界づけられているということによる。このことがそうでないかぎり、絶えざる権限争いが生じ、その結果は結合の強化ではなく弱化となるであろう。』⁽⁴⁶⁾

結合の弱化をもたらす「相互性」の例として、上位の官僚が技術的には部下に依存する場合をジンメルは挙げる。そこでは上位の官僚には専門的な細目あるいは現実の事態についての知識がしばしば欠けているのに対して、下位の官僚は生涯にわたって狭い領域の専門的な知識を獲得する。上位の官僚が何か決定を下す場合、この細目の知識がないと実行することはできない。そこから上位者と下位者の関係が逆転してしまう事態がしばしば生じることになり、その結果として結合の弱化がもたらされる。

「そこから不可避免的にしばしば生じざるをえなかったのは、上級の官僚の自らの位置についての専門上の無知であり、この無知が彼をまた同様に不可避免的に彼の部下とその専門知識に依存させた。それゆえ上位と下位の相互性は、しばしば実際に指導する者を下位者として、事実上はたんなる遂行者を上位者として出現させ、そしてそれによって、ちょうど上位と下位の合目的的に配分された交替が組織の強固さを支えることができるのと同じように、このばあいの相互性はその強固さを損なう。』⁽⁴⁷⁾

このように、集団の規模と支配圏の拡大にしたがって、集団（社会）成員個々人の「人格」から支配の成り立つ基盤であり対象ともなる「大衆」部分の分離・分化と上位・下位関係の客観化によって、上位・下位関係は集団の統一にとって「技術的な必要」なものとしての機能を強め、存続することになる。そして、こうした性格をもつ上位・下位関係は成員のあいだに対等関係をつくりだすとともに、上位と下位の「相互性」によって「自由」の価値と従属者の「自発性」と「協働性」を一致させる。ここでは「平等」は「自由」の通過点ではなく、核心的な部分として機能することになるのである。こうした考えがあるからこそ、第四身分の求めた「自由」について、ジンメルは判断を保留したのであろう。

もちろん、「支配」と「自由」の問題をとくに生産手段の私的所有の規定性を抜きにして、上位・下

位関係の「技術的性格」や「相互性」に矮小化することは、この問題を現実離れした次元に移してしまう、という意見もあるだろう。また、「技術的性格」や「相互性」が集団・社会の利益共同体としての性格や成員全体を管理強化する機能として働く、という意見もあるだろう。こうした意見を単純に否定することは出来ない。だからジンメルもまた、フランス革命における第三身分の「自由」が第四身分に対する搾取の上に成り立っていたことや、労働者階級の有産階級に対する闘争や運動が労働者階級の政治的経済的な地位や状態の向上をもたらす一方で、そのもっともすぐれた指導的な部分を奪い去られて彼らを通じて管理・支配されることなど⁽⁴⁸⁾、をリアルに認識し記述してもいるのである。もちろん、こうした歴史や現実の認識の上に立って新しい「社会形式」を考えたからといって、それが正しいという保証はない。けれども、新たな「支配」の獲得に終わらざるをえなかったこれまでの「自由」のあり方に対して、生産手段をはじめさまざまな分野での「社会化」や人びとの「協働化」が対置されるとき、ジンメルのいう「社会形式」はそれらのあり方を具体化する上で避けては通れない、つまり避けて通ればたちまち「自由」が新たな「支配」の獲得へと転化する諸点を提起しているのではないか。

特に、この「社会形式」に「個人支配」や「多数支配」が加わり、独裁や専制主義、少数派の排除・迫害が生じれば、「社会形式」も「非個人的な客観的な原理」も雲散霧消してしまうだろう。けれどもまた、「個人支配」に見られる集団・社会の統一化と力の集約、「多数決」がたとえフィクションとしても前提とせざるを得ない「社会」の総体・全体という観念を、「社会形式」が組み込み生かすことができなければ、これまた単なる幻影に終わってしまうに違いないだろう。ジンメルはこうした「社会形式」の柱として「技術的性格」に限定された上位・下位関係とその中で「地位」を占める人びとの「相互性」からなる秩序形式を示したと考えられるだろう。もちろん、上位・下位関係という「社会化の形式」が独り歩きしてそれを行うのではない。そうしたことを行うのはその必要性を感じる人間たちであろう。それにしても、「支配」と「自由」について、「人間質料の内部のいわば微視的・分子的な過程」から出発して、これほど多くの具体性に富んだ考えるべき点をジンメルが示したこと自体、やはり驚くべきことなのであろう。

注

- (1) G. ジンメル, 居安正訳『社会学 上巻』, 白水社, 1994年. 29頁. G. Simmel, *Soziologie*, Duncker & Humblot, Dritte Auflage, 1923. S. 15.
- (2) G. ジンメル, 同上訳書, 149頁. i.b., S. 101.
- (3) G. ジンメル, 同上訳書, 150-1頁. i.b., S. 102.
- (4) G. ジンメル, 同上訳書, 152頁. i.b., S. 102.
- (5) G. ジンメル, 同上訳書, 152頁. i.b., S. 103.
- (6) G. ジンメル, 同上訳書, 154頁. i.b., S. 105.
- (7) G. ジンメル, 同上訳書, 156頁. i.b., S. 106.
- (8) G. ジンメル, 同上訳書, 228頁. i.b., S. 159.
- (9) G. ジンメル, 同上訳書, 157頁. i.b., S. 107.
- (10) G. ジンメル, 同上訳書, 157頁. i.b., S. 107.
- (11) G. ジンメル, 同上訳書, 159頁. i.b., S. 108-9.
- (12) G. ジンメル, 同上訳書, 164頁. i.b., S. 112.
- (13) G. ジンメル, 同上訳書, 167頁. i.b., S. 115.
- (14) G. ジンメル, 同上訳書, 168頁. i.b., S. 116.
- (15) G. ジンメル, 同上訳書, 172頁. i.b., S. 119.
- (16) G. ジンメル, 同上訳書, 177頁. i.b., S. 122.
- (17) G. ジンメル, 同上訳書, 175-6頁. i.b., S. 121.
- (18) G. ジンメル, 同上訳書, 178頁. i.b., S. 123.

- (19) G. ジンメル, 同上訳書, 179 頁. i.b., S. 124.
- (20) G. ジンメル, 同上訳書, 189 頁. i.b., S. 131-2.
- (21) G. ジンメル, 同上訳書, 191 頁. i.b., S. 133.
- (22) G. ジンメル, 同上訳書, 194 頁. i.b., S. 135.
- (23) G. ジンメル, 同上訳書, 200 頁. i.b., S. 140.
- (24) G. ジンメル, 同上訳書, 203 頁. i.b., S. 142.
- (25) G. ジンメル, 同上訳書, 207 頁. i.b., S. 144.
- (26) G. ジンメル, 同上訳書, 212 頁. i.b., S. 147.
- (27) G. ジンメル, 同上訳書, 216 頁. i.b., S. 150.
- (28) G. ジンメル, 同上訳書, 218 頁. i.b., S. 151.
- (29) G. ジンメル, 同上訳書, 219 頁. i.b., S. 151-2.
- (30) G. ジンメル, 同上訳書, 220 頁. i.b., S. 152.
- (31) G. ジンメル, 同上訳書, 223 頁. i.b., S. 155.
- (32) G. ジンメル, 同上訳書, 224 頁. i.b., S. 156.
- (33) G. ジンメル, 同上訳書, 225 頁. i.b., S. 157.
- (34) G. ジンメル, 同上訳書, 225 頁. i.b., S. 157.
- (35) G. ジンメル, 同上訳書, 227 頁. i.b., S. 158-9.
- (36) G. ジンメル, 同上訳書, 227 頁. i.b., S. 159.
- (37) G. ジンメル, 同上訳書, 228-9 頁. i.b., S. 159-60.
- (38) G. ジンメル, 同上訳書, 234-5 頁. i.b., S. 164.
- (39) G. ジンメル, 同上訳書, 242 頁. i.b., S. 170.
- (40) G. ジンメル, 同上訳書, 244 頁. i.b., S. 171.
- (41) G. ジンメル, 同上訳書, 244 頁. i.b., S. 172.
- (42) G. ジンメル, 同上訳書, 246 頁. i.b., S. 173.
- (43) G. ジンメル, 同上訳書, 252 頁. i.b., S. 178.
- (44) G. ジンメル, 同上訳書, 259-60 頁. i.b., S. 184.
- (45) G. ジンメル, 清水幾太郎訳『社会学の根本問題』岩波文庫, 1979 年. 56 頁. G. Simmel, Grundfragen der Soziologie, Walter de Gruyter & Co. 3. Auflage. 1970. S. 41.
- (46) G. ジンメル, 前掲訳書『社会学 上巻』248 頁. a.a.O., S. 174-5.
- (47) G. ジンメル, 同上訳書, 249-50 頁. i.b., S. 176.
- (48) G. ジンメル, 同上訳書, 241-2 頁. i.b., S. 169.